

スマイル

天竜材の家 百年住居る事業

《 ご案内 》

※ 令和3年度から、書類提出の流れや様式が変更しましたのでご注意ください。

【 変更点 】

- ・ 補助対象となる木材は、すべて FSC 認証材（浜松市の FSC 認証林から生産され、FSC-COC 認証取得事業者により浜松市内で製材・加工された天竜材）。
- ・ 補助金は浜松市から建築主へ支払（これまでは協議会から）。
- ・ 申請様式の変更。 など

浜松市

一般社団法人浜松地域材利用促進協議会

(浜松地区木材協同組合連合会 浜松地区建築業組合連合会 浜松地域森林組合協議会)

【お問い合わせ先】

一般社団法人浜松地域材利用促進協議会事務局

〒435-0011

浜松市東区国吉町 131 (天龍木材協同組合事務局内)

TEL 053-423-3010

FAX 053-423-3012

1 事業目的

本事業は、浜松市の FSC 認証林から生産され、FSC-COC 認証取得事業者により浜松市内で製材・加工された天竜材（以下「FSC 認証材」という。）の地産地消を推進し、地域の森林資源の循環利用を実現することを目的としています。

2 事業内容

FSC 認証材を一定量使用して住宅を建築される建築主に、その FSC 認証材の購入費用の一部を助成します。

助成額は、主要構造材及び内装材と合わせた FSC 認証材使用量 1 m³あたり 2 万円（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、1 棟につき上限が 30 万円。

さらに、COC 認証取得工務店が建築した場合 20 万円を追加。

3 申込条件

以下のすべての条件を満たしている場合、助成の対象となります。

- ①浜松市内に新築又は増築する自ら居住するための FSC 認証材使用住宅であること（建売、リフォームは対象外）。
- ②66 m²以上の居住面積を有すること。ただし、増築の場合は、増築した部分の居住面積が 66 m²以上であること。
- ③FSC 認証材を主要構造材（土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木）使用量の 80% 以上（※）使用し、内装材（床・天井・内壁材）と合わせ、5 m³以上使用すること。主要構造材や内装材に集成材を使用する場合、FSC 認証材を原材料として市内で製造かつ加工されたものを使用すること。
※FSC 認証材を使用した主要構造材使用量の実数(m³)÷主要構造材の総使用量(m³)≥0.8
- ④使用する FSC 認証材は、静岡県が定める「しずおか優良木材」と同等の品質基準を有していること。なお、協議会で、木材検査を実施する。
- ⑤建築主から住宅の建築を請け負う業者は、浜松地域材利用促進協議会の正会員または登録会員であること。
- ⑥建築主は、建築現場をPR（見学会等）の場として提供すること。
- ⑦建築主は、市税を完納していること。

4 受付

募集時期は以下のとおりです。

住宅の上棟月	5月 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受付最終日	4月 末日	5月 末日	6月 末日	7月 末日	8月 末日	9月 末日	10月 末日	11月 末日	12月 28日	1月 末日

※予算がなくなり次第補助金の受付を終了する。

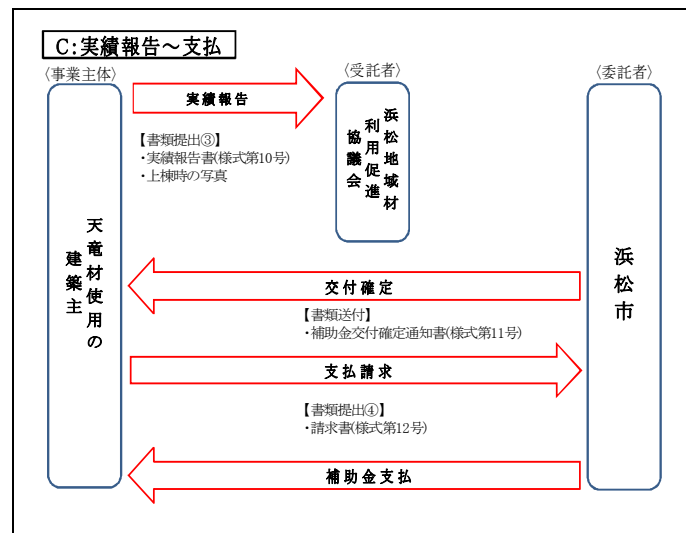
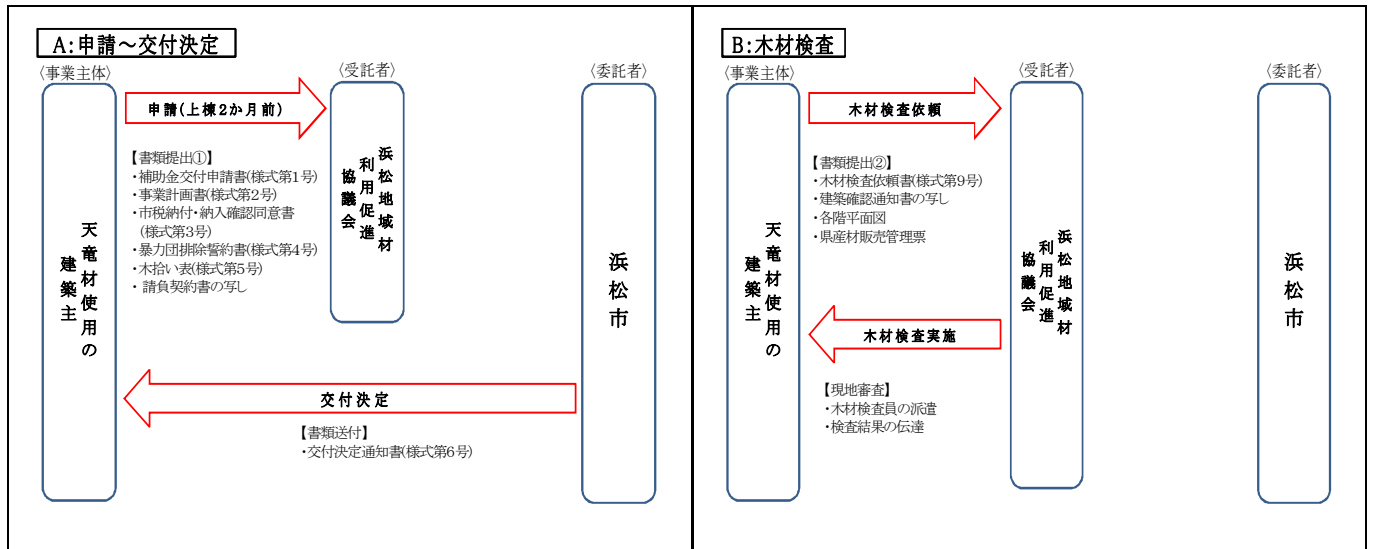
COC 認証取得工務店が建築した場合の追加助成についても、同様とする。

※3月の上棟日は 15 日までとする。

※各月の申請受付は末日必着とし（12 月は 28 日まで）、受付最終日が土日並びに祝祭日の場合は、その前日とする。

※やむを得ない理由がなく1か月を超えて上棟月を変更した場合は、交付決定を無効とする。

5 必要書類と提出の流れ



※上記の流れ以外に、変更申請等が必要になる場合があります。

6 県支援制度について

本制度は、県制度との併用が可能です。

県制度の詳しい応募条件等については、以下までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

- しずおか優良木材認証審査会 TEL 054-667-1245
- 静岡県経済産業部林業振興課 TEL 054-221-2691

浜松地域材利用促進協議会からのお知らせ

1 請負業者の皆様へ

本協議会「浜松地域材利用促進協議会」は、浜松市の「天竜材の家百年住居る事業」の受託者として、浜松市内のFSC認証材の需要拡大を目指した活動をしていきます。

この活動を推進するため、浜松市内の建築業組合又は木材協同組合へ未加入のみなさまにつきましては、登録会員として以下のご協力をお願いします。

(1) 登録会員の登録基準

対象:正会員以外の建築業関係の個人又は法人で以下の条件を満たしていること。

- ・ 浜松市内又は磐田市、森町、袋井市、湖西市に本店・支店・営業所を有すること。
- ・ 決められた登録料(年会費)を支払っていること。
- ・ 誓約書を提出すること。

(2) 登録会員の登録料

区分	条件	登録料(年間)
継続	前年度登録されている業者	10,000円
新規	年間101棟以上、住宅建築を請負う個人及び法人	100,000円
	年間11～100棟、住宅建築を請負う個人及び法人	50,000円
	年間10棟以下、住宅建築を請負う個人及び法人	20,000円

※ 構成3団体の組合に加入していただければ正会員となることが出来ます。

できるだけ組合へ直接ご加入ください。

(3) 初めて登録された請負業者の方には誓約書を提出していただきます。

(4) 事業協力金(検査・申請事務費含む)の納入

【対象】「天竜材の家 百年住居る事業」を利用した請負業者

【金額】1棟につき30,000円

2 フォレスト割引(金利優遇制度)について

本協議会では、市内7行の金融機関と連携し、FSC認証材を一定量使用した木造住宅を建築された方の住宅ローンの金利を優遇する制度(フォレスト割引)を実施しています。

【提携金融機関】 静岡銀行

遠州信用金庫 浜松いわた信用金庫 静岡県労働金庫

とびあ浜松農業協同組合 遠州中央農業協同組合 三ヶ日町農業協同組合

【優遇条件】 「天竜材の家 百年住居る事業」の申込条件と同等

【優遇内容】 金融機関ごと異なる。(概ね0.2%程度の優遇)

【条件】 本協議会発行の「浜松 FSC 認証材利用住宅証明書」の提出

3 「浜松 FSC 認証材利用住宅証明書」の発行について

申請をいただければ、当該木材が本制度の対象となる高品質な FSC 認証材を使用していることを、「浜松市 FSC 認証材利用住宅証明書」を発行して証明いたします。

〔「証明書」発行には、手数料(検査料)30,000 円が必要となります。〕